

(様式1-17)

報酬を支給する者の届出書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給するものを次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

境町長選挙候補者氏名

印

境町選挙管理委員会委員長 小堀千枝子 殿

記

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考

- (備考)
- 「使用する者の別」欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と記載するものとする。
 - すでに届け出た者について、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

別表（報酬及び実費弁償の額）

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬及び実費弁償の最高額

区分	種類	金額
選挙運動に従事する者（法第197条の2第2項に規定する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額	報酬	選挙運動のために使用する事務員1日につき 10,000円
		専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1日につき 15,000円
選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	(い) 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(ろ) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(は) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
	(に) 宿泊料（食事料2食分を含む。）	1夜につき 12,000円
	(ほ) 弁当料	1食につき 1,000円
		1日につき 3,000円
(へ) 茶菓料	1日につき 500円	
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	基本日額	10,000円
	超過勤務手当	1日につき 基本日額の5割
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	鉄道賃、船賃及び車賃	(い)、(ろ)及び(は)に掲げる額
	宿泊料（食事料を含まない。）	1夜につき 10,000円